

戦間期イギリスの特別地域における公私の協働

香 川 重 遠*

要旨

1934年の特別地域法の制定以来、特別地域基金からの補助金をもとに、イングランドとウェールズの特別地域において、ボランタリー団体がさまざまな社会サービスを供給していた。こうした公私の協働は、「新たな博愛」と称されるものであり、後の福祉国家において展開された「公私関係の小規模な試演」であった。そこには、後の公私の協働を方向付けるいくつかの動きがあった。第1に、当時において、政府はボランタリー団体を協働の相手となりうる存在とみなしていた。第2に、特別地域委員は、ボランタリー団体に対して金銭的な支援は行うものの、活動には干渉はしないという姿勢をとっていた。第3に、特別地域におけるボランタリー団体による社会サービスは、政府によるそれを土台に展開されたものだった。当時において、イギリスでは、公私の協働のもとに、重層的かつ多元的な社会サービスの供給体制が実現されていた。

キーワード

特別地域法、特別地域委員、特別地域基金、NCSS、公私の協働

I. はじめに

イギリスの社会福祉における公私関係は、19世紀までは相互排他的な関係が基本であった。しかしながら、20世紀になるとともに、リベラル・リפורームに象徴されるように、政府が社会福祉に積極的な役割を担いはじめるうこととなり、それまで主として社会サービスの供給を担っていたボランタリー団体と政府との間に相互作用が生じ、公私関係には明確な変容が生じてくる。マカダム(E. Macadam)によれば、20世紀の初頭から、社会福祉の領域において、政府とボランタリー団体との間に協働関係が漸次発展しはじめ、1930年代には明白な趨勢となっていたという。マカダムは、当時のそうした趨勢を「新たな博愛」(new philanthropy)といい表わしている(Macadam 1934)。

当時における公私の協働はさまざまな形態をとっていたが、そのなかでもとくに注目されるべきは、政府によるボランタリー団体への金銭的支援という形態であろう。ブレイスウェイト(C. Braithwaite)によれば、1934年には、ボランタリー団体の収入の約37%がその社会サービスに対する政府からの拠出にあったといい、オーエン(D. Owen)は、当時のこのような趨勢を、「戦後の福祉国家において大々的に展開された、政府が補助金によってボランタリー団体に多大な支援を行う」という公私関係の小規模な試演(preview)であった」と位置づけている(Owen 1964: 527-8)。

本稿で取り扱う、特別地域における特別地域委員とボランタリー団体との協働も、当時のイギリスにおける公私の協働、すなわち「新たな博愛」の具体的な事例のひとつである。それは、特別地

[*上智大学大学院]

域基金から NCSS¹⁾ (National Council of Social Service) を通した補助金のもとに、特別地域の「社会改善」を目的に、ボランタリー団体がさまざまな社会サービスを供給するというものであった。本稿では、特別地域委員および NCSS の年次報告書などを基礎資料として、特別地域委員とボランタリー団体の協働への過程、特別地域委員のボランタリー団体に対する姿勢、特別地域基金からの金銭的支援のもとにボランタリー団体が供給した社会サービスの実態などを明らかにし、こうした公私の協働が新しく切り拓いた方向性について考察したい。そのさい、本稿では、今日のイギリスにおいて新たな潮流となっている、福祉多元主義の観点からの歴史研究にもとづきたい。²⁾

II. 1934 年特別地域法への過程

1. 失業問題の深刻化

第一次大戦後、イギリスは深刻な失業問題に直面する。ことに、世界恐慌の影響の余波を受け、それは1930年を境にしてより一層深刻なものとなる。失業保険加入者の失業率の推移を見てみると、1920年代においては約 10% から 12% 程度であったが、1930 年には約 16% へと上昇し、1931 年には 20% を超えるに至っていた (Ministry of Labour 1933 : 4)。かくして 1932 年に失業問題は最悪期を迎えることになる。「1932年労働省年次報告書」によれば、同年の 1 月には、失業保険の加入者のうち約 270 万人が失業状態にあったという (Ministry of Labour 1933 : 10)。当時における労働者の失業保険の加入率が約 7 割であったことを考えると、実際には 300 万人を優に超える人々が失業状態にあったと推定される (Harris 1995 : 532)。

2. 特別地域の顕在化

とりわけ石炭、鉄鋼、船舶などの輸出に大きく依存していた旧来の産業地域、スコットランド、南ウェールズ、西カンバーランド、北東イングランドの失業問題は深刻であった。これらの地域はその失業問題の深刻さから、不況地域 (depressed areas) と呼ばれ、早い段階から政府によってより就労の見込みのある地域への市民の移住が促進されていた。実際に、第一次大戦後、イングランドとウェールズの総人口は微増傾向にあったにもかかわらず、イングランドとウェールズの不況地域の総人口は、1921 年の約 300 万人から、1931 年には約 290 万人、そして 1934 年には約 287 万人へと減少していた (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935 : para. 15)。

しかしながら、こうした対策もむなしく、イギリス全体の失業率が回復傾向を示した 1933 年以降も、不況地域は依然として深刻な失業問題に悩まされていた。1934 年の 11 月 26 日の時点で、イングランドとウェールズの不況地域における失業者の数は約 35 万人であった。この数字は、同年 1 月の不況地域における失業保険加入者の約 35% にあたるものであった。他方、イングランドとウェールズ全体における失業保険加入者の失業率は 16% であった (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935 : para. 11)。じつに不況地域の失業率はイングランドとウェールズ全体の失業率の倍以上であった。こうした状況は、同年の 12 月における不況地域とその他の地域の都市の失業保険加入者の失業率を対比させた「1934 年労働省年次報告書」の以下の表からもうかがえる。

表1 1934年12月における不況地域とその他の地域の都市の失業保険加入者の失業率

不況地域	%	その他の地域	%
ジャロウ	67.8	大ロンドン	8.6
ゲートシェイド	44.2	バーミンガム	6.4
ワーキントン	36.3	コベントリー	5.1
メアリポート	57	オックスフォード	5.1
アバティレリ	49.6	ルートン	7.7
マーサ	61.9	ハイウェイカム	3.3
グリーノク	36.3	セント・アルバンズ	3.9
マザウェル	37.4	ワトフォード	7

出所：『1934年労働省年次報告書』（Ministry of Labour 1935: 5）

不況地域の窮屈を受けて、1934年の11月26日には議会において、不況地域（発展および改善）法案（Depressed Areas (Development and Improvement) Bill）が提出される。その後、同法は議院において婉曲に改称され、同年12月21日に、特別地域（発展および改善）法（Special Areas (Development and Improvement) Act）として可決されることになる（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 3）。同法の成立によって、特別地域の「経済発展と社会改善」の促進を目的に、イングランドとウェールズ、ならびにスコットランドにそれぞれ1名ずつの特別地域委員が任命され、200万ポンドの補助金を受けて特別地域基金が創設されることとなる³⁾（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 4）。

III. 特別地域委員とNCSSとの協働

1. 特別地域委員の決定

イングランドとウェールズの特別地域委員は、特別地域の「経済発展と社会改善」の促進を目的に、失業者に対して就労の見込みのある産業地域への移住政策や、上・下水道、病院、公園などの社会資本の整備、社会サービスの供給などを行った（Mowat 1955: 466）。これらのなかでも、本稿では、とりわけ「社会改善」の促進を目的とした社会サービスの供給に注目することとしたい。

特別地域委員は、以前から特別地域において、ボランタリー団体の活動が活発であったことに着目し、それらに補助金を与え、その活動を促進することによって社会サービスの供給を図ることを決定する⁴⁾（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 130）。この決定にさいして、特別地域委員は、①地方当局にボランタリー団体の調整の役割を委ねる、もしくは、②中央集権的な中間団体に委ねる、という2つの選択肢を構想する。結果として、特別地域委員は、前者の選択肢には協働の欠如や重複を孕む危険があり、また、それらの地方当局が提出してくる計画のそれぞれの妥当性を判断することが難しいと考え、後者の選択肢を採用する（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 131）。その結果、特別地域委員は、当時、職業クラブ運動において労働省と協働していたNCSSに中間団体の役割を委ねることを決定する。特別地域委員は、「1935年イングランドとウェールズにおける特別地域委員報告書」（Report of the Commissioner for the Special Areas in England and Wales 以下、「特別地域

委員報告書」と称す)において、「このような手段によって、地方の主導性と資源に不当な干渉をすることなく、ある一定の政策ラインに沿って努力を鼓舞することが可能になった」と述べている (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935 : para. 132).

2. 中間団体としての NCSS

NCSSは、第一次大戦後の1919年に、各地域の社会福祉協議会 (Council of Social Welfare), ボランタリー団体、中央および地方行政などの代表者によって組織された全国協議会であり、その活動の主たる目的は、①全国的および地域的な、ボランタリー団体の活動の調整と体系的な組織化、②地方当局の区域を単位としたボランタリー団体と行政機関との協働の促進、③民間のソーシャルワーカーに対する情報の提供、であった (Brasnett 1969 : 22-3).

これらの目的のなかでも、とりわけ②の目的は、当時において斬新かつ意義のあるものであった。スミス (J. D. Smith) は、NCSSの設立を、当時における公私の協働の発展の象徴と位置づけている (Smith 1995 : 25)。当時において、NCSSはすでに各地域の地方社会サービス協議会 (Council of Social Service) や農村地域協議会 (Rural Community Councils) を会員にしており、ボランタリー団体と行政機関との協働を調整し、社会サービスを増進する全国的な体制を整えていた (Brasnett 1969 : 36-58)。それゆえに、特別地域委員にとって、NCSSは、特別地域におけるボランタリー団体の活動を調整し、それらに補助金を配分するのにもっとも適した存在であった。

他方で、NCSSにとっても、特別地域委員との協働は、その活動の方針に沿ったものであった。『1935-6年NCSS年次報告書』には、「NCSSは特別地域委員と協働し、特別地域の社会改善という目的のもとに多くの活動を促進する。NCSSは、このように、これらの失業の被害の大きかった地域における自発的な努力を支援する機会が得られたことに大いに感謝している」と記されていた (NCSS 1936 : 12)。

かくして1935年の3月までに、特別地域基金からNCSSへ、特別地域におけるボランタリー団体の活動を促進および調整するために、約15万ポンドの補助金が与えられた。その後の補助金の推移は表2のとおりであった。⁵⁾

表2 特別地域基金からNCSSへ与えられた補助金の推移

年度	補助金 (£)
1934	149.415
1935	180.080
1936	295.678
1937	250.000
1938	200.000

出所:『特別地域委員報告書』1935-38、より作表
(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935-8)。

第二次大戦の勃発により失業問題の終焉する1939年までに、特別地域基金からNCSSへ総額で100万ポンドを超える補助金が与えられ、特別地域におけるボランタリー団体へと配分されたのであった。

IV. 特別地域におけるボランタリー団体の活動

1. 社会サービスの実態

特別地域基金からのNCSSを通した補助金のもとに、特別地域ではボランタリー団体によって以下のような社会サービスが供給されていた。

第1に、職業クラブ運動があげられる。一般に、職業クラブは会員に対して、手工業訓練、ドラマ、音楽、教育講座、スポーツ講座、コミュニティ・サービスなどの社会サービスを全国的に供給していた(NCSS 1937:49)。職業クラブは男性職業クラブと女性職業クラブとに区分されて運営されており、特別地域基金からの補助金は、主に女性職業クラブのために使用された。女性職業クラブの会員の大半は、夫が失業状態にある人々であり、彼女ら自身は失業者ではなかった。夫の失業は、家族全体、とくに妻に対してストレスを蓄積させていた。彼女らにとって、職業クラブとは唯一の気の休める場であった(NCSS 1937: 49-50)。それゆえに、深刻な失業問題を抱えた特別地域では、女性職業クラブに対するニーズは非常に高かった(NCSS 1936: 33)。「1938年特別地域委員報告書」によれば、同年には特別地域には318の女性職業クラブが存在し、約2万人の会員を擁していたという(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938: para. 362)。同年のイングランドの女性職業クラブの数が約550であり、会員数が3万5千人であったことを考えると、特別地域における女性職業クラブに対するニーズがいかに高いものであったかがうかがえよう(NCSS 1938: 43-50)。

第2に、セツルメント運動があげられる。セツルメントとは、新たな考え方と精力を生み出す地域社会の「活力の家」(power house)であり、地域社会のさまざまなクラブが支援や助言を求める中心的機関であり、公共の利益に関して議論するための会議が開かれる場であった(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 144)。従来、主に南ウェールズやダラムにおいて、セツルメント運動は活発であり、それらは教育、コミュニティ・サービス、職業クラブの支援などを行っていた。しかしながら、概して、1934年にはセツルメント運動は資金不足に直面しており、地域社会のニーズには適応できない状態にあった(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: para. 145)。

特別地域基金からの補助金は、これらの既存のセツルメント運動への金銭的な支援だけでなく、新たなセツルメントの創設にも使用された。1935年には、特別地域には11のセツルメントが存在していたが、1938年にはその数は14に増大していた。とりわけ南ウェールズにおいてセツルメント運動は発展した。「1938年特別地域委員報告書」によれば、同年には、南ウェールズには9のセツルメントが存在しており、それらは143の男性職業クラブ、132の女性職業クラブ、160の少年および少女クラブと連携して活動し、約2万9千人の会員を擁していたという(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938: para. 371)。

第3に、スクール・キャンプがあげられる。特別地域では、NCSS、YMCA、学校の教師、地方教育局などの連携のもとに、学校に通う年齢の子供たちを対象に数多くのスクール・キャンプが開催されていた。スクール・キャンプに参加した子供たちは、2週間ほど家を離れ、体育、集団でのゲーム、音楽、自然研究、散歩、裁縫など通常では体験できない活動をした(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1936: para. 342)。スクール・キャンプに参加した子供達は、地方当局によって気分転換が必要と考えられた子供たちであり、その多くは失業により困窮

している家庭の子供たちであった (NCSS 1936 : 40).

失業による家庭の困窮は、明らかに子供たちにストレスを蓄積させていた。そのような子供たちにとって、スクール・キャンプに参加し、自然環境にふれ、規則正しい生活を送ることは気晴らしの絶好の機会となり、健康の維持にもつながった (Commissioner for Special Areas in England and Wales 1935 : para. 135). 教育委員会や地方教育局の調査官も、スクール・キャンプに参加した子供たちが、身体的、精神的、文化的な利益を受けていたということを承認していた (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1936 : para. 339). 「1938年特別地域委員報告書」によれば、同年の9月までに、約14万人の子供たちがスクール・キャンプに参加していたという (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938 : para. 375).

第4に、若者への福祉事業があげられる。特別地域における青年福祉事業を促進するために、特別地域基金からの補助金は、YMCA, YWCA, ボーイズクラブ全国連合 (National Association of Boy's Club), 全国少女クラブ協会 (National Council of Girls' Clubs) などの全国的なボランタリー団体に配分された (NCSS 1938 : 56). 「1938年特別地域委員報告書」によれば、それ以前に、特別地域において、若者への福祉事業を行うクラブがどれだけ存在していたかは確認されていないが、同年には約550のクラブやユニットが存在し、8万5千人の会員を擁していたという (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938 : para. 360). ある報告によれば、それは1935年の数字の4倍であったという (Brasnett 1969 : 80).

第5に、看護師の供給があげられる。特別地域における多くの地域で、看護師の数が不足していた。ある調査によれば、1934年の時点で、南ウェールズでは約70人、ダラムでは約40人の看護師が不足していたという (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935 : para. 147). 特別地域基金からの補助金のもと、NCSSは地域看護師協会 (District Nursing Associations) と連携し、1938年までに100人以上の看護師をニーズのある地域へ供給していた (NCSS 1939 : 63). その他にも、特別地域基金からの補助金は、特別地域におけるインフォーマルであるが教育的な要素を含んだ多様な活動の発展のためにも使われていた (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1936 : paras. 347-8).

2. 社会サービスの特質

当時、マカダムは公私の協働の趨勢の分析をもとに、ボランタリー団体に適切な活動領域として以下の3つをあげている。①政府に要求するほどにはその必要性を十分に承認されていない実験的な社会的計画、②個別的かつ細分化された活動を必要とされる社会活動、③特定の階級や利害関係を保護したり、現状を修正したり社会的ニーズに応えて新しいサービスの供給を行うよう圧力をかける番犬のような活動、である (Macadam 1934 : 287).

特別地域においてボランタリー団体が供給した社会サービスは、政府が十全に着手していない領域のものであり、また個人的なニーズをみたるものであったといえる。それゆえに、それはマカダムのいうボランタリー団体に適切な活動領域に当てはまるものであった。

特別地域においてボランタリー団体によって供給された社会サービスの特徴は、その対象が失業者のみでなく、老若男女、すべての市民であったことにある。この時代には、国民健康保険や失業保険などの社会保険が整備されていたが、それらの被保険者の多くは成人男性であった (Thane 1996 = 2000 : 110). それゆえに、子供、女性、老人などへの社会サービスの供給は、先

駆的かつ価値のあるものであった。

V. 特別地域委員の評価

特別地域委員にとって、特別地域におけるボランタリー団体の活動は、評価に値するものであつた。特別地域委員は『1936年（下半期）特別地域委員報告書』において、「社会改善のための私の補助金が、多くの経路を通じてこれらの地域の人々に達し、非常に多様な活動を促進し、そして何千の人々に利益をもたらしていることが現実化されている」と述べている（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1936 : para. 519）。また、『1938年特別地域委員報告書』においては、「昨年、私はNCSSと密接に連携を取り、また、特別地域において、補助金を受給した多くの地方団体の活動を見てきました。その結果、私は補助金が有益に使用されたということに深く満足しています」とも述べている（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938 : para. 354）。これらの記述から、特別地域委員が特別地域におけるボランタリー団体の活動に満足していたことがうかがえる。

また、特別地域委員は中間団体としてのNCSSの活動にも満足していた。特別地域委員は、『1936年（下半期）特別地域委員報告書』において、以下のように述べている。

まず第一に、私は再度この場を借りて、私のこの特別地域の職務に関して、NCSSが私に多大な支援を与えてくれたことについて感謝の言葉を記しておきたい。社会サービス事業の多くの局面のすべてにおいて広範な知識と幅広い経験をもっていたので、彼らは、支援をもっと必要とされる指揮について私に助言し、私が創設した補助金が最も有益に使われることを見届けることができた。NCSSおよびその職員がいつも喜んであたえてくれた支援と協働がなかったならば、社会サービス活動に対しての補助金の賢明な割り当てや、特別地域全体を通して合法的な配分を確実にすることは、不可能ではなかったとしても、きわめて難しかったであろう（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1936 : para. 468）。

さらに、『1937年特別地域委員報告書』においても、「私は、特別地域の社会改良を確かなものとするという、私の努力にNCSSが全身全霊で協力してくれたことについて感謝している」と述べている。（Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1937 : para. 656）。当然ながら、特別地域におけるボランタリー団体の活動を調整および促進した、中間団体としてのNCSSの貢献を看過してはならないであろう。

VI. おわりに

1934年の特別地域法とは、もっとも失業率の高かった特別地域の「経済発展と社会改善」の促進を目標とし、そのために予算をつけるというものであった。結果として同法は、特別地域の「経済発展」の促進という、もっとも重要な目的を達成することはできなかった。⁶⁾

しかしながら、特別地域基金からの金銭的支援のもとに、ボランタリー団体の供給した社会サービスは「社会改善」の促進という目的に資するものであったと思われる。そこにはその後の公私の協

働を方向づけるいくつかの動きがあった。

第1に、当時において政府は、ボランタリー団体のもつ先駆性、創造性、柔軟性といった特性を尊重し、自分たちの協働の相手となりうる存在とみなし、その活動を評価していた。

第2に、特別地域基金からの補助金は、同地域におけるボランタリー団体の活動を統制するものではなかった。それゆえに、特別地域において、ボランタリー団体の活動はその自発性を損なうことなく展開された。そこには、特別地域委員がボランタリー団体に干渉はしないものの、金銭的な支援は行うという姿勢があった。

第3に、特別地域におけるボランタリー団体の活動は、義務教育や老齢年金、国民健康保険、失業保険などといった、政府による社会サービスを土台に展開されたものであった。それゆえに、当時のイギリスにおいては、公私の特性にもとづいた協働のもとに、重層的かつ多元的な社会サービスの供給体制が実現されていたといえる。

福祉国家の創設後も、政府はよりいっそうボランタリー団体を活用し、政府の手が届かない、または、その責任を超えた多様なニーズを充足させていく。イギリスの社会福祉における公私の協働は20世紀の前半に端を発し、福祉国家の成立以後も踏襲され、革新されつつ現代に至っているのである。

注

- 1) 現在では全国ボランタリー団体協議会 (National Council for Voluntary Organisations, 略して NCVO) と改名している。
- 2) 代表的な研究者としては、セイン (P. Thane), フィンレイソン (G. Finlayson), ハ里斯 (J. Harris) などがあげられる。セインに学んだ高田は、こうした歴史研究の可能性として以下の3点をあげている。① 国家や市場だけでなく、福祉システムの総体を構成する多様な担い手とその関係性を明らかにできる、② 経済主義的段階論と結びついた福祉国家の単線的発展史を克服することができる、③ 福祉システムの変化を多原因論的に説明することができる、である (高田 2001:25)。
- 3) 特別地域委員は各省庁を横断する形で任命されたが、とりわけ農水省、保健省、労働省、失業扶助局と深い関わりをもっていた (Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1935: paras. 23-4).
- 4) 特別地域法の成立以前の、特別地域におけるボランタリー団体の活動に関してはハリスの研究が詳しい (Harris 1990).
- 5) たとえば、1938年における、特別地域基金からNCSSへ与えられた補助金の具体的な配分は以下の表3のようなものであった。

表3 1938年の特別地域基金からの補助金の配分

不況地域	£	%
スクール・キャンプ	85,000	43
女性職業クラブ	22,000	11
若者への福祉事業	25,000	13
セツルメント運動	22,000	11
各種の教育活動	18,000	9
看護師の供給	15,000	7
各種の社会サービス	13,000	6
合 計	200,000	100

出所：「1938年特別地域委員報告書」をもとに作表
(Commissioner for the Special Areas in England and Wales 1938 : para. 355).

- 6) 実際に、イングランドとウェールズの初代特別地域委員であったスチュアート(P. M. Stewart)は、1937年に特別地域の依然とした経済不況の責任を取って辞任している(Thane 1996=2000:214)。これまで、1934年の特別地域法がイギリスの社会政策史研究において軽視されがちであったのは、それが、その主たる目的であった、特別地域の「経済発展」の促進に資することができなかつたからであると思われる。

参考文献

- Brasnett, M.(1969) *Voluntary Social Action : A History of the National Council of Social Service 1919-1969*, NCSS.
- Briggs, A and Macartney, A.(1984) *Toynbee Hall the First Hundred Years*, Routledge and Kegan Paul Pic. (= 1987, 阿部志郎監訳「トインビー・ホールの100年」全国社会福祉協議会.)
- Coal, K. (1993) *National Council for Voluntary Organisations from 1919 to 1993 : A Selective Summary of NCVO's Work and Origins*, NCVO.
- Commissioner for the Special Areas in England and Wales (1935-8) Cmd. 4957, Cmd. 5090, Cmd. 5303, Cmd. 5595, Cmd. 5896, *Report of the Commissioner for the Special Areas in England and Wales*, HMSO.
- Finlayson, G. (1994) *Citizen, State and Social Welfare in Britain 1830-1990*, Oxford University Press.
- Garside, W. R. (1990) *British Unemployment 1919-1939 : A Study in Public Policy*, Cambridge University Press.
- Harris, B. (1990) *Voluntary Action and Unemployment : Charity in the South Wales Coalfield between the Wars*, E. Aerts and B. Eichengreen, (eds). *Unemployment and Underemployment in Historical Perspective*, Leuven University Press, 101-10.
- Harris, B. (1995) Responding to Adversity : Government-Charity Relations and the Relief of Unemployment in Inter-War Britain, *Contemporary Record*, 9 (3), 529-61.
- 市瀬幸平 (2004)『イギリス社会福祉運動史 — ボランティア活動の源流』川島書店。
- Johnson, N. (1981) *Voluntary Social Services*, Blackwell and Robertson. (= 1989, 田端光美監訳「イギリスの民間社会福祉活動 — その歴史と現状」全国社会福祉協議会.)
- 香川重遠 (2005)「戦間期イギリスの失業問題における公私の協働—労働省とNCSSの関係性を中心に」『社会福祉学』45 (3), 3-11.
- Macadam, E. (1934) *The New Philanthropy : A Study of the Relations between the Statutory and Voluntary Social Services*, George Allen and Unwin.
- Mess, H. A. (1947) *Voluntary Social Services since 1918*, K. Paul, Trench, Trubner.
- Ministry of Labour (1933/1935) Cmd. 4281, Cmd. 4861, *Ministry of Labour Report for the Year*, HMSO.
- Mowat, C. L. (1955) *Britain between the Wars 1918-1940*, Methuen.

- NCSS (1936-9) *The Annual Report of the National Council of Social Service, 1935-39*, NCSS.
- Owen, D. (1964) *English Philanthropy 1660-1960*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Pilgrim Trust (1938) *Men without Work*, Cambridge University Press.
- Smith, J. D. (1995) *The Voluntary Tradition Philanthropy and Selfhelp in Britain 1500-1945*, J. D. Smith, C. Rochester, and Hadley, *An Introduction to the Voluntary Sector*, Routledge, 9-39.
- 高田 実 (2001) 「『福祉国家』の歴史から『福祉の複合体』史へ —— 個と共同性の関係史をめざして」 社会政策学会編「『福祉国家』の射程」ミネルヴァ書房, 23-41.
- Thane, P. (1996) *Foundations of the Welfare State*, 2nd Ed., Longman. (= 2000, 深澤和子・深澤敦監訳「福祉国家の社会史 —— 経済・社会・政治・文化的背景」ミネルヴァ書房。)

Partnership of Public and Private Sectors of the Special Areas Between WWI and the beginning of WWII in England and Wales

Shigeto Kagawa

Abstract

In this paper I examined the partnership between the public and private sectors after the Special Area Act in England and Wales in 1934. Under this act, within the special areas, a lot of voluntary organizations supplied various social services with public grants given from Special Area Funds through the NCSS. I made three points in analyzing the relationship between the government and voluntary organizations in this system. First, the government regarded voluntary organizations as important partners in resolving social problems. Secondly, the commissioners in the special areas gave pecuniary aid to these organizations without taking control of their activities. Thirdly, the social services supplied by voluntary organizations played a supplemental role to the government. This type of partnership between the government and voluntary organizations could be termed as the 'small-scale preview of the public-private relationship', which has shaped the characteristics of the welfare system in England and Wales.

Key Words

Special Areas Act, Commissioner for special areas in England and Wales, Special areas fund, NCSS, Partnership between the public and private sectors